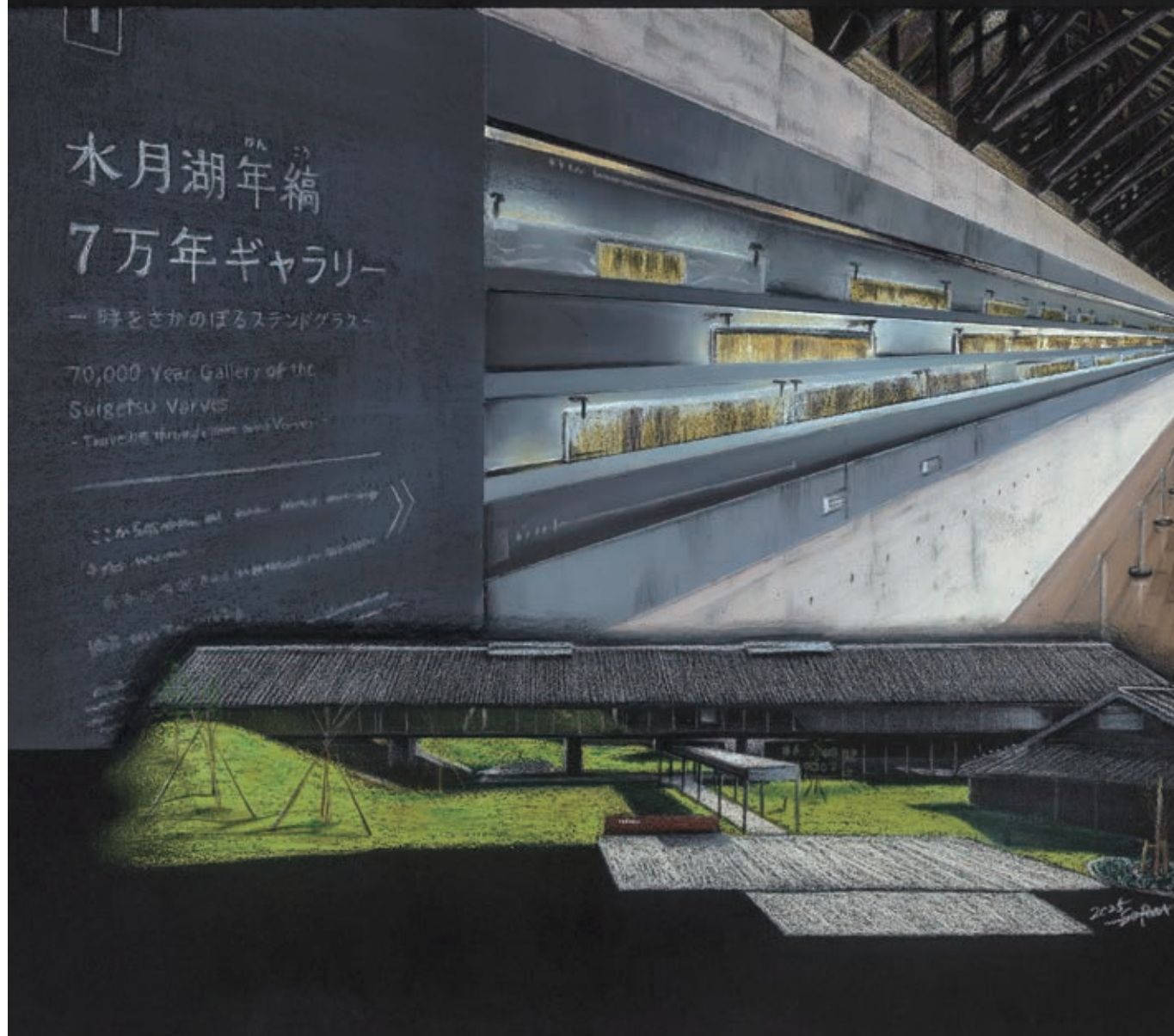


# ほっじん づるが

Hojin Tsuruga

7万年の歴史が残る水月湖 ～年縞博物館～



2025年8月

# No.97

公益社団法人 敦賀法人会

敦賀市神楽町2丁目1-4 商工会館ビル3階  
TEL.0770-25-4700 FAX.0770-25-4720

ホームページは

法人会

消費税  
期限内納付  
推進運動

法人会は 税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、  
地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。



# 公益社団法人 敦賀法人会 第15回定時総会を開催

**開催日** 令和7年6月5日 **会場** ニューサンピア敦賀  
**参加者** 69名 委任状501名 合計570名(総会出席および委任状提出にご協力頂き誠にありがとうございました)

本年度もたくさんの会員企業様出席のもと、有田敦賀税務署長をはじめとする多数のご来賓をお迎えし、定時総会を開催しました。令和6年度事業報告と決算報告、任期満了に伴う役員改選についての議案が承認された後、感謝状贈呈・功労者表彰があり閉会となりました。総会閉会后、(株)榊田酒造店 代表取締役社長 榊田隆一郎氏による記念講演会を開催しました。(講演会詳細は4ページをご覧ください)

## 令和6年度 事業報告 概況

当会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献するため、積極的に事業展開しました。主な活動は次の通りです。

- ①税の広報誌「知らなくちゃ! 税」第38号を敦賀税務連絡協議会と共同発行。(敦賀税務署管内全戸配布36,145部)
- ②中小企業に相応しい税制の確立を目指し、税制委員会を中心に会員の意見を集約し、地方自治体へ税制改正に関する提言活動を実施。(令和7年度の主な実現事項は4.5Pに記載)
- ③青年部会では部会員・OBらが講師となり、敦賀税務署管内の小学6年生を対象に税金教室を開催し、税に関する小冊子を配布して租税教育の推進に努めた。
- ④女性部会では租税教育の一環として、税への関心や理解を深め、地域社会の健全な発展に資することを目的に税に関する絵はがきコンクール(応募総数869点)と恒例の税を考える週間ファミリーコンサートを開催。
- ⑤広報委員会では地域密着型会報誌「ほうじんつるが」を年2回発行。(合計2,200部)税知識の普及をはかり地元の話を取り入れ、ホームページと合わせ法人会活動の

- 周知広報に努めた。
- ⑥税務税制等研修活動では、北陸税理士会敦賀支部の税理士を講師に年4回の研修会を開催。また役員対象に敦賀税務署幹部によるTaxセミナーを年2回開催。
  - ⑦令和6年分定額減税・インボイス制度・電子帳簿保存法・マイナンバーカード利活用の周知広報、e-Taxによる添付書類を含めた電子化・キャッシュレス納付・期限内納付・事業者のデジタル化・電子納税証明書(PDF)・自主点検チェックシートの利用促進と普及拡大に努めた。
  - ⑧厚生・組織委員会を中心に、経営者大型保障制度など福利厚生制度の推進、会員の健康管理支援のための人間ドック割引制度とPET健診受診料の一部助成金制度を継続し、会員増強に努めた。
  - ⑨第38回法人会全国青年の集い「福井大会」開催。当会青年部会は大懇親会を担当。

## 組織関係 令和7年3月31日現在

会員数 ..... 887社  
賛助会員 ..... 5件  
青年部会 ..... 32名  
女性部会 ..... 39名

青年部会 税金教室 他 ..... 12  
女性部会 活動報告/新入会員紹介 他 ..... 13  
国税庁からのお知らせ ..... 14  
健康コーナー/表紙の紹介 ..... 15  
今後の研修会・講演会のお知らせ ..... 16

## contents NO.97 2025年8月

第15回定時総会を開催 ..... 2  
第15回定時総会記念講演会 ..... 4  
令和7年度税制改正提言の主な実現事項 ..... 4  
敦賀税務署長 着任のご挨拶 ..... 6  
敦賀法人会ではこんな活動をしています ..... 8  
活動報告 ..... 10

## 令和7年度 事業計画

- 基本方針**
1. 税務行政への協力
  2. 税のオピニオンリーダー
  3. 税務・経理等知識の普及
  4. 公益性と社会貢献の推進
  5. 会務運営の円滑化

### 公益目的事業

- (1) 税知識普及と納税意識高揚目的事業(公1)
- ・租税教育の充実(小学生への税に関する絵はがきコンクール、税金教室の開催他)
  - ・税務税制研修会、Taxセミナーの開催や全国法人会総連合等上部団体の研修会への参加
  - ・税務関係誌の配布
  - ・e-Tax、キャッシュレス納付、電子納税証明書(PDF)の利用拡大
  - ・マイナンバーカードの普及・利活用の推進
  - ・事業者のデジタル化や期限内納付の推進
  - ・電子帳簿保存法、法定調書のe-Tax提出、インボイス制度定着に向けた周知・広報
  - ・自主点検チェックシートの利用促進
  - ・会報誌「ほうじんつるが」の発行、管内全戸配布「知らなくちゃ! 税」の共同発行
  - ・税制改正等に関する講演会等の実施、意見取りまとめと実現に向けての要望活動

### (2) 地域企業の健全な発展目的事業(公2)

- ・経営・マーケティング研修会、自己啓発・一般知識の習得に関する研修会等の開催
- ・優良企業見学研修会の開催
- ・健康経営プロジェクト推進

### (3) 地域社会貢献目的事業(公3)

- ・文化教養セミナー、税を考える週間ファミリーコンサートの開催
- ・ホームページでの敦賀法人会活動の周知広報

### 収益事業(共益事業)

### (4) 会員の福利厚生等目的事業(収1)

- ・経営者大型総合保障制度、がん保険制度等の推進
- ・PET健診受診料の一部助成と人間ドック料金割引制度の推進

### (5) 会員交流目的事業(他1)

- ・会員増強
- ・会員ふれあい交流会、役員研修交流会、青年部会交流会、女性部会交流会の開催

## 任期満了に伴う役員改選

新役員名簿は敦賀法人会ホームページに掲載しています

## 令和6年度 事業活動収支計算書

令和6年4月1日~令和7年3月31日 (単位:円)

科 目	決 算 額
<b>I 事業活動収支の部</b>	
1. 事業活動収入	
①基本財産運用収入	292
②特定資産運用収入	0
③会費収入	5,446,000
④補助金等収入	11,962,020
⑤負担金収入	1,909,850
⑥雑収入	586,253
<b>事業活動収入計</b>	<b>19,904,415</b>
2. 事業活動支出	
①税知識普及と納税意識高揚目的事業(公1)	9,490,046
②地域企業の健全な発展目的事業(公2)	3,937,026
③地域社会貢献目的事業(公3)	1,905,740
④会員の福利厚生等目的事業(収1)	1,100,534
⑤会員交流目的事業(他1)	3,851,573
⑥管理費支出	2,016,136
⑦その他の支出(法人税、住民税及び事業税)	156,200
<b>事業活動支出計</b>	<b>22,457,255</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>△ 2,552,840</b>
<b>II 投資活動収支の部</b>	
1. 投資活動収入計	1,664,629
2. 投資活動支出計	231,269
<b>投資活動収支差額</b>	<b>1,433,360</b>
<b>III 財務活動収支の部</b>	
1. 財務活動収入計	0
2. 財務活動支出計	0
<b>財務活動収支差額</b>	<b>0</b>
当期収支差額	△ 1,119,480
前期繰越収支差額	4,520,384
次期繰越収支差額	3,400,904

## ~受賞おめでとうございます~

感謝状贈呈・功労者表彰の様子



### ◆敦賀税務署長 感謝状贈呈

副会長	小森英雄氏	小森商事(株)
理事	篠原京子氏	(株)あめりか屋
公益社団法人 敦賀法人会 青年部会		

### ■令和7年度 功労者表彰・感謝状贈呈

公益社団法人 福井県法人会連合会 会長表彰		
理事	篠原京子氏	(株)あめりか屋
	奥井光子氏	(株)奥井海生堂
	植本浩之氏	敦賀セメント(株)

### 公益社団法人 敦賀法人会 会長表彰

理事	山岸久人氏	(株)プラントテクノス
令和7年度 感謝状		
副会長	小森英雄氏	小森商事(株)
理事	篠原京子氏	(株)あめりか屋

### ◆令和6年度 福利厚生制度表彰

公益社団法人 福井県法人会連合会 会長表彰 (経営者大型総合保障制度)		
理事	加茂直人氏	(株)カモコン

# 第15回定時総会 記念講演会

開催日 令和7年6月5日

参加者 83名

講師 (株)榊田酒造店 代表取締役社長 / 岩瀬まちづくり(株) 代表取締役社長 榊田 隆一郎 氏

演題 自分ですぐ動く~どうすれば物事が動くか



富山県を代表する老舗酒造、(株)榊田酒造店の5代目社長である榊田氏は、地元、岩瀬地区の活性化に取り組み「岩瀬まちづくり会社」を設立されました。古民家や蔵を、作家の拠点やレストラン、ショップなどにリノベーションする活動を続けることで、岩瀬のまち並みは美しく変わりました。まちづくりについて「目的を明確にする、実現するにはどこに働きかけるかなどの戦略を持つこと、また、世界基準のセンスを養うことを大切にしている」など体験談を伺いました。最後に、「敦賀にも多くの興味深い歴史や可能性があるため、是非がんばってほしい!期待しています!」との熱いメッセージを頂き、講演会は終了しました。

## 参加者の声

- 自分の好きなことから始めると、すぐ動くが出来るように感じました。
- 海外の視点で日本を見るお話がとても面白かったです。
- 実体験をもとにして話して頂いたので非常に分かりやすかったです。
- どうすれば物事が動くのかを考えて動くことの重要性を感じました。
- 榊田社長のパワーに圧倒され、今の自分でも、できることがあるのではと考えさせられました。
- まずはすぐ自分で動く。心に響き、物事の始まりが大切と再認識しました。



## 法人会の「令和7年度税制改正に関する提言」の主な実現事項をご紹介します

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。また、今年度も敦賀法人会役員企業様よりご回答いただきました「令和8年度税制アンケート」を(公財)全国法人会総連合に提出いたしました。

税制委員長 谷口 清治

### [法人課税]

#### 1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>•中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることはないよう配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。</li> <li>ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。</li> </ul> </li> </ul>

#### 2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>•中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。</li> </ul>

#### 3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>•「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備(機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの)が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。</li> <li>•先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。</li> </ul>

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指し、毎年全国一斉に「税制改正提言書」を提出しています。



#### 4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>•平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。</li> </ul>

### [事業承継税制]

#### 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>•令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限(令和9年12月末日)は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。</li> </ul>

### [その他]

#### 「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>•配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました(年収200万円以下は37万円上乗せ)。なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます(上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円)。</li> <li>•給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。</li> </ul>

# 敦賀税務署長 着任のご挨拶



敦賀税務署長 新矢 充

残暑の候、公益社団法人敦賀法人会の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本年7月の定期人事異動で、敦賀税務署長を拝命しました新矢と申します。敦賀税務署は初めての勤務となりますが、日本海の恵みと歴史の風情が織りなす、豊かな自然と人情味あふれる港町である当地で勤務できますことは誠に光栄であり、大変うれしく思っております。前任者同様どうぞよろしく願いいたします。

貴会におかれましては、会活動を通じて正しい税知識の普及を図り、納税意識の高揚を図るとともに、税務行政及び社会の健全な発展に貢献する公益法人として積極的に事業活動を展開されておられます。皆様方のこのような活動や取組は、ひとえに家高会長をはじめとする役員並びに会員の皆様方のたゆまぬ御努力の賜物であり、その御熱意と御尽力に対しまして心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

さて、近年の経済活動のグローバル化・デジタル化をはじめとした構造転換に直面していく中で様々な制度改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する状況の下、国税庁においては、①納税者の利便性の向上、②課税の効率化・高度化等、③事業者のデジタル化促進の3つの柱に基づき、デジタルを活用した、国

税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しや事業者の業務のデジタル化促進に取り組んでいるところでございます。

ALLe-Taxやキャッシュレス納付等の税務手続のデジタル化に併せて経済取引や業務もデジタル化することにより、日々の事務処理・記帳・証憑類の管理・申告・納税といった一連の業務がシームレスに連動し、正確性の向上や業務の効率化につながるものと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

また、令和7年度の税制改正により、所得税の基礎控除の見直し等が行われ、令和7年12月に行う年末調整から適用されることから、源泉徴収義務者の皆さまが円滑かつ適切に対応していただけるよう、当署としましても必要な情報の周知・広報に努めてまいります。

今後とも、貴会と一層の連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続き、税務行政に対しまして御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人敦賀法人会の更なる御発展と、会員の皆様方のますますの御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

## 入署後の忘れられないエピソードや仕事をする上で大切にしていることなど教えてください。

国税の職場に入って忘れられないエピソードとしては、あまり詳しく述べることはできませんが、入署7年目で国税局の査察部門に配属されて初めて現場に行った時、これまでに経験したことがない圧倒的なスケールに驚愕しながらも、無我夢中で仕事を行っていた記憶があります。

ところで、仕事をする上で日頃思っていることとしては、「勝つて兜の緒を締めよ」ということわざです。成功した瞬間こそ最も油断しやすく、失敗のリスクが潜んでいると言えるからです。そのため、仕事がうまく進んでいる時ほど、リスク管理を徹底し、次の備えを怠らないようにできるだけ心掛けています。

## ズバリ！敦賀法人会についての感想やご要望について

いまから10年前に大野税務署の総務課長をしていたころ、「敦賀法人会青年部会の税金教室の内容はすごいぞ」との噂が福井県下に行き渡っていました。現在も敦

賀法人会の皆様の税務行政へのご支援を実感しており、引き続き、税知識の普及と貴会の発展にご尽力賜りますようよろしくお願いいたします。

## 略歴

- 平成 4年4月 金沢国税局総務部総務課（採用）
- 19年7月 金沢国税局総務部人事第二課試験研修係長
- 21年7月 金沢国税局総務部人事第二課考査係長
- 22年7月 昭和税務署個人課税第二部門統括国税調査官
- 24年7月 金沢国税局総務部総務課税務情報専門官
- 26年7月 金沢税務署個人課税第二部門統括国税調査官
- 27年7月 大野税務署総務課長
- 29年7月 金沢国税局総務部人事第二課課長補佐
- 令和元年7月 金沢税務署総務課長
- 2年7月 福井税務署特別国税調査官（総合調査担当）
- 4年7月 金沢税務署特別国税徴収官（徴収担当）
- 5年7月 金沢国税局徴収部統括国税徴収官
- 7年7月 敦賀税務署長（現職）

## 敦賀税務署人事異動

令和7年7月10日付

	新任	前任
敦賀税務署長	新矢 充 (金沢国税局 徴収部 統括国税徴収官)	有田 みゆき (金沢国税局 課税部 資産課税課長)
総務課 総務課長	平岩 大輔 (金沢国税局 課税部 課税総括課 課長補佐)	松村 和泉 (金沢税務署 副署長)
管理運営・徴収部門 統括国税徴収官	林 利栄 (留任)	—
個人課税第一部門 統括国税調査官	角野 智一 (福井税務署 特別国税調査官(所得税等担当))	松田 範子 (松任税務署 個人課税第一部門 統括国税調査官)
個人課税第二部門 統括国税調査官	河合 直 (名古屋国税局 名古屋中村税務署 個人課税第一部門 総括上席国税調査官)	公下 亮 (金沢税務署 情報技術専門官(所得税等担当))
法人課税部門 統括国税調査官	山口 修平 (金沢国税局 課税部 課税総括課 総務係長)	小野 修 (福井税務署 特別国税調査官(法人税等担当))
総務課 総務係長	山田 正敏 (留任)	—



## 新・敦賀税務署長に聞く!! interview

### ご出身はどちらですか？ 幼少期や青春時代の思い出をお聞かせください。

石川県白山市の旧美川町の出身ですが、現在の住所は金沢市です。

幼いころは白山市の手取川河口でのキス釣りや、休田で友達と野球をして遊んでいた思い出があります。中学・高校はバスケ少年でした。



### 福井県嶺南地域の第一印象や、敦賀税務署管内で行ってみたい場所はどこですか？

第一印象としては、やはり、観光地としての美浜と若狭に跨る風光明媚な三方五湖がぱっと浮かびます。

魅力ある管内で行ってみたい場所としては、もう一度、梅丈岳にかかるレインボーラインの山頂公園に行き、雄大な三方五湖と若狭湾を見渡したいなと思っています。

あと、敦賀湾周辺の国の登録有形文化財の赤レンガ倉庫、敦賀ムゼウムのほか、戦国武将の逸話がある金崎宮を巡って歴史を感じたいと思います。